

# 性暴力をなくすために 私ができること

DV 法施行以降、女性に対する暴力をなくすことへの関心は高まっています。しかし、配偶者暴力認知件数は増加し、さらに、AV 出演強要、JK ビジネスなど女性の人権を侵害するあらたな問題も見えてきました。110 年ぶりとなる性犯罪を厳罰化する刑法の改正により、どんな成果と課題があるのか。法改正の審議に参加した弁護士角田由紀子さんから話を聞きます。また、改正にあたり、性暴力の被害者として声を届けた『13 歳、「私」をなくした私 性暴力と生きるよこのリアル』の著者、山本潤さんからは性暴力が心身におよぼす影響など性暴力被害の実態と支援にむけた取り組みについてお話いただきます。

今、社会に生きる一員として、性暴力をなくすために何ができるのかを考えてみませんか。

## 第 1 回 性暴力と刑法 ～性犯罪厳罰化の成果と課題～

日時: 3 月 10 日(土)13:30～15:30

講師: 角田 由紀子さん(弁護士)



撮影 永峰拓也



## 第 2 回 性暴力被害の実態 ～正しい理解と支援のあり方～

日時: 3 月 24 日(土)13:30～15:30

講師: 山本 潤さん(SANE 性暴力被害者支援看護師)

会場: 新潟県女性センター女性団体交流室 2

(新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2 階)

対象: テーマに関心のある方どなたでも。50 人(申込先着順)

参加費: 無料

申込方法: 参加される方は、事前にお申込みが必要です。名前・連絡先(住所・電話・E メールアドレス)・保育希望の有無を当財団までお知らせください。なお、電話でのお申込みの場合は、閉館日(当財団 HP でお知らせしています。)を除いて、次の時間をお願いします。

【平日】8:30～17:15【土日祝日】9:00～17:00

財団ホームページ「お申込みフォーム」もご利用ください。

\*1 回だけの参加もできます。

\*一時保育あり(要予約)。生後 6 か月以上未就学児。保育協力費: 子ども 1 人 1 日 200 円。

保育申込締切: 2 月 24 日(土) 必着

お申込み・お問い合わせ 公益財団法人 新潟県女性財団

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2 階新潟県女性センター

Tel: 025-285-6610 Fax: 025-285-6630 ホームページ URL <http://www.npwf.jp>

主催 公益財団法人新潟県女性財団 後援 公益社団法人にいがた被害者支援センター